

青香福祉会指定居宅介護支援事業所  
「居宅介護支援事業」重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(徳島県指令介第145号)

当事業所はご契約者に対して居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

\* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でも相談サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	4
2. 事業者の概要	4
3. 職員の配置状況	5
4. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容	5
5. 利用料金（契約書第15条参照）	6
6. ケアマネジメントの公正中立性の確保について	7
7. 医療と介護の連携について	7
8. 介護支援専門員一人当たりの取扱い件数について	7
9. 契約の終了について（契約書第19条参照）	7
10. 契約の終了に伴う援助	8
11. 秘密の保持について	8
12. 事故発生時の対応について	8
13. 虐待発生時の対応について	8
14. 苦情の受付について（契約書第20条参照）	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 青香福祉会
- (2) 法人所在地 徳島県徳島市川内町平石住吉183番地
- (3) 電話番号 088-665-5511
- (4) 代表者氏名 理事長 齋藤 陽子
- (5) 設立年月日 昭和55年12月4日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業所・平成11年9月22日指定  
事業所番号 3670100209  
※当事業所は特別養護老人ホーム青香園に併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて本人やその家族の意向等をもとに居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービス種類・内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的といたします。

- (3) 事業所の名称 青香福祉会指定居宅介護支援事業所

- (4) 事業所の所在地 徳島県徳島市川内町平石住吉183番地

- (5) 電話番号 088-665-5511

- (6) 事業所長（管理者） 伊 勢 忠 史

### (7) 当事業所の運営方針

- 1 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとします。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、利用者は複数の事業所の紹介を求める

ことや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

- 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

(8) 通常の事業の実施地域 徳島市川内町・応神町

上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。原則として、12月29日から1月3日までは休日とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分 緊急時は、365日24時間対応可能（電話にて）

※営業日・営業時間については、利用者の希望等により、柔軟に対応するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	兼務1名	兼務可
2. 介護支援専門員	4名	兼務可

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### 4. 居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

#### (1) 居宅介護支援の流れ

- ① 利用者からの申し込み
- ② 利用者との契約
- ③ 市町村への届け出
- ④ サービス提供

#### (2) サービス内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービスの実施状況・評価
- ④ 少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、月1回モニタリングの結果を記録
- ⑤ 利用者状況の把握
- ⑥ 給付管理

- ⑦ 要介護（要支援）認定申請に対する協力・援助
- ⑧ 相談業務
- ⑨ その他

## 5. 利用料金

### (1) 利用料

#### ① 居宅介護支援

ア) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

イ) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額いただき、当事業所よりサービス提供証明書及び領収書を発行いたします。このサービス提供証明書及び領収書を添えて特例居宅介護支援サービス費請求書を市町村の窓口に提出しますと、後日全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援（Ⅰ）	※1単位は10,21円
（要介護1、2）	1,086単位
（要介護度3～5）	1,411単位

#### 加算料金等

初回加算	1回につき	300単位
入院時情報連携加算	（Ⅰ）	250単位
入院時情報連携加算	（Ⅱ）	200単位
退院・退所加算		
カンファレンス参加	有	
	連携1回	600単位
	連携2回	750単位
	連携3回	900単位
カンファレンス参加	無	
	連携1回	450単位
	連携2回	600単位
通院時情報連携加算		50単位
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位
ターミナルケアマネジメント加算		400単位
特定事業所加算Ⅱ		421単位

② 要介護、要支援認定申請及び更新申請または、状態の変化に伴う区分変更に係る申請についての利用料は、無料です。

### (2) 交通費

ご契約者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を頂く場合があります。

### (3) 支払方法

料金が発生する場合月ごとの清算とし、毎月15日までに前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。お支払方法は現金払い、銀行振込から選択できます。

### 6. ケアマネジメントの公正中立性の確保について

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るため、以下について利用者及びその家族に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。当事業所のケアプランの各サービスの利用割合については別紙の通りです。

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

### 7. 医療と介護の連携について

入院時および退院時には、利用者が混乱なく在宅生活へ移行できるよう、医療機関と必要な連携を行います。入院時は医療機関が求める利用者の情報を提供します。退院時は医療機関から情報を収集し、療養上の注意事項等を把握したうえでケアプラン作成、居宅サービス等の利用に関する調整を行います。また、介護支援専門員と医療機関の連携促進のために、利用者が入院する場合には担当介護支援専門員氏名等を入院先医療機関にお知らせ頂きますようお願いいたします。

### 8. 介護支援専門員一人当たりの取扱い件数

当事業所においては介護支援専門員一人当たりの取扱い件数を、要支援者数に3分の1を乗じた数と要介護者数を加えた数が44以下とする。

### 9. 契約の終了について

契約の有効期間は、契約締結日から契約者の要介護（要支援）認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の10日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。ただし、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了させて頂く場合があります。

- ① 事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ② 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ③ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ④ ご契約者から契約解除の申し出があった場合（詳細以下）
- ⑤ 事業所から契約解除の申し出を行った場合（詳細以下）
- ⑥ ご契約者が死亡した場合

(1) ご契約者からの契約終了の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所の解約を申し出ることができます。その場合、契約終了を希望する1ヶ月前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院または介護保険施設に長期入所された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他の本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 以下の事項に該当する場合には、契約を解除して頂く場合があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が入院または介護保険施設に長期入所した場合

10. 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. 秘密の保持について

- (1) 事業者、介護支援専門員及びその他の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族からあらかじめ同意を得ない限り利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- (3) 事業者、介護支援専門員及びその他の従業者は、緊急性を要する等やむを得ない事由により、事前の同意が得られなかった場合については、事後連絡等により了承を得るものとします。

12. 事故発生時の対応について

事業者は、本契約に基づく介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速

やかに利用者の家族や身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 13. 虐待発生時の対応について

当事業所では虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」を組成します。職員が虐待等を把握した場合は、速やかに管理者および市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。また、発生原因等の分析から得られる再発防止策を講じます。

### 14. 苦情の受付について

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

担当者	介護支援専門員	林	育	子
所在地	徳島市川内町平石住吉183番地			
電話番号	088-665-5511			
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30			

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

徳島市保健福祉部 高齢介護課	所在地	徳島市幸町2丁目5番地
	電話番号	621-5585
	F A X	624-0961
	受付時間	8:30～17:30
徳島県国民健康保険 団体連合会	所在地	徳島市川内町平石若松78-1
	電話番号	665-7205
	F A X	666-0228
	受付時間	8:30～17:30
徳島県社会福祉協議会	所在地	徳島市中昭和町1丁目2番地
	電話番号	654-4461
	F A X	654-9250
	受付時間	8:30～17:30

※この重要事項説明書は、2024年度 介護報酬改定に基づき、利用者またはその代理人に重要事項説明のために作成したものです。